

米国 AI 政策の行方—人工知能を巡る連邦と州の攻防

北米ニューズレター

2026年3月9日号

執筆者:

[安部 立飛](#)

ha.abe@nishimura.com

1. はじめに

2025年、米国政府は、人工知能（AI）政策について、連邦主導による統一的なルール形成を志向する2つの大統領令を相次いで発出しました。これら的大統領令は、AI規制をめぐる連邦と州の関係に新たな方向性を示すものとして注目されています。

- 2025年1月23日付け大統領令 — **REMOVING BARRIERS TO AMERICAN LEADERSHIP IN ARTIFICIAL INTELLIGENCE**（AI分野における米国の指導力に対する障壁の除去）¹
- 2025年12月11日付け大統領令 — **ENSURING A NATIONAL POLICY FRAMEWORK FOR ARTIFICIAL INTELLIGENCE**（人工知能に関する国家政策枠組みの確立）²

本稿では、両大統領令の概要を紹介するとともに、今後の米国AI政策の行方について所見を述べます。

2. 2025年1月23日付け大統領令

2025年1月23日付け大統領令は、米国がこれまで築いてきたAI³の分野における世界的優位性を維持・強化するという国家方針の下、米国のAIイノベーションの障壁となり得る前政権下のAI政策や指令の一部を撤廃することを目的としています。

また、同大統領令は、AIシステムの開発における価値判断や政策的介入のあり方について、イデオロギー的偏向（ideological bias）や人為的に設計された社会的アジェンダ（engineered social agendas）から解放されるべきであるとの見地を明確に示しています。これは、AIの出力や挙動に特定の価値観や政策目的を過度に反映させることが、技術革新や国際競争力を阻害しかねないとの問題意識に基づくものといえます。

¹ <https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/01/removing-barriers-to-american-leadership-in-artificial-intelligence/>

² <https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/12/eliminating-state-law-obstruction-of-national-artificial-intelligence-policy/>

³ なお、同大統領令は、AIを、“a machine-based system that can, for a given set of human-defined objectives, make predictions, recommendations or decisions influencing real or virtual environments. Artificial intelligence systems use machine and human-based inputs to— (A) perceive real and virtual environments; (B) abstract such perceptions into models through analysis in an automated manner; and (C) use model inference to formulate options for information or action.” (15 U.S.C. 9401(3))と定義しています。

その上で、同大統領令は、前政権下の AI に関する大統領令⁴に基づいて実施されたすべての政策、指令、規則、命令その他の措置について、直ちに見直しを行い、上記のような国家方針と矛盾するもの又はその実現を妨げるおそれのあるものが特定された場合には、各行政機関の長において、適用法令の範囲内で適切と認める範囲で、当該措置を停止、改訂又は撤回するものとなりました。

前政権下の AI に関する大統領令は、AI の急速な普及に伴う差別の防止やプライバシー・セキュリティを確保するための安全策構築を志向したものであり、AI の悪用防止と国民保護に重点を置いていました。これに対し、2025 年 1 月 23 日付け大統領令は、米国政府の AI 政策について、こうしたリスク管理の側面よりも、米国の国際競争力の維持・強化をより前面に押し出す姿勢を明確にしたものと評価できます。その意味で、同大統領令は、米国政府全体の AI 政策の方向性を大きく転換させる起点となるものと位置付けられます。

3. 2025 年 12 月 11 日付け大統領令

2025 年 12 月 11 日付け大統領令は、米国政府が、2025 年 1 月 23 日付け大統領令に基づき、既存の AI に関する連邦規制の枠組みを見直して障壁の除去を進めており、その取り組みは米国民に大きな利益をもたらしていることを強調した上で、同大統領令で示したスタンスをさらに一步進めて、州レベルの AI 規制が米国全体の AI 競争力を損なっていると指摘しています。すなわち、米国が敵対国との競争に勝利するためには、米国の AI 企業が過度な規制に縛られることなく自由にイノベーションを行える環境が必要であるにもかかわらず、州の過剰規制がそれを阻害していると述べています。2025 年 12 月 11 日付け大統領令は、具体的には、次の点を問題視しています。

- 州ごとの規制は、50 州それぞれで異なる規制体制を生み出し（規制のパッチワーク化）、とりわけスタートアップ企業におけるコンプライアンス対応をより困難なものにする。
- 州法はますます、AI モデルにイデオロギー的偏向を組み込むことを求めるようになっている。例えば、コロラド州の新法はアルゴリズム差別（algorithmic discrimination）を禁止しているが、保護対象グループに対する差別的取扱い又は影響（differential treatment or impact）を回避するために、AI モデルに虚偽の結果を生成させることさえ強いる可能性がある。
- 州法は時に、州境を越えて許容されない規制を及ぼし、州際通商を不当に制限している。

このような問題点を踏まえ、同大統領令は、議会と連携して、相互に矛盾する 50 州の規制ではなく、事業者の負担を最小限に抑えた全国統一基準を確立しなければならないと指摘しています。そして、その枠組みは同大統領令に定める政策と矛盾する州法を禁止するものでなければならず、また、そのような全国統一基準が確立されるまでの間は、イノベーションを阻害しかねない州法に対して対抗措置を講じることが不可欠であると述べられています。同大統領令が提言する対抗措置とは、大要、以下のようなものです。

⁴ [Executive Order 14110 of October 30, 2023 \(Safe, Secure, and Trustworthy Development and Use of Artificial Intelligence\)](#)

① AI 訴訟タスクフォース (AI Litigation Task Force)

同大統領令の発令日から 30 日以内に、司法長官は、AI 訴訟タスクフォースを設置するものとする。AI 訴訟タスクフォースの唯一の任務は、同大統領令の方針と整合しない州 AI 法に対し、州際通商を違憲に規制している場合、既存の連邦規制により優先排除 (preemption) される場合、その他司法長官の判断において違法と認められる場合において、異議を申し立てることである。

② 州 AI 法の評価 (Evaluation of State AI Laws)

同大統領令の発令日から 90 日以内に、商務長官は、47 U.S.C. 902(b)に基づく権限に従い、大統領補佐官らと協議の上、既存の州 AI 法の評価を公表するものとする。当該評価では、同大統領令の方針と抵触する過度に負担の大きい州法を特定するとともに、AI 訴訟タスクフォースに付託すべき州法を特定するものとする。当該評価では、少なくとも、AI モデルに真実の出力結果の改変を要求する法律や、AI 開発者又は導入者に合衆国憲法修正第 1 条その他の憲法規定に違反する形で情報の開示や報告を強制し得る法律を特定しなければならない。なお、当該評価においては、同大統領令の方針と整合する形で AI イノベーションを促進する州法を特定することもできる。

③ 州への資金提供の制限 (Restrictions on State Funding)

同大統領令の発令日から 90 日以内に、商務長官は、BEAD プログラム (Broadband Equity Access and Deployment Program) の残存資金を州が受給するための資格に関する条件を定める政策通知 (Policy Notice) を発出する。当該政策通知は、上記②で特定された過度に負担の大きい AI 法を有する州については、連邦法が許容する最大限の範囲において、非展開資金の受給資格を有しないことを定めなければならない。また、当該政策通知は、AI に関する州ごとに分断された規制環境が、BEAD 資金による整備、高速ネットワークに依存する AI アプリケーションの成長、そして、高速通信の全国的普及という BEAD の目的を損なう恐れがあることについて記載しなければならない。さらに、連邦行政機関は、裁量的補助金プログラムを評価し、「同大統領令の方針と抵触する AI 法 (上記②で特定された AI 法、AI 訴訟タスクフォースによって異議申立てがなされた AI 法を含む。) を制定しないこと」又は「既にそのような法律を制定した州については、裁量的補助金を受ける期間中に当該法律を執行しない旨の拘束力ある合意を関連機関と締結すること」を交付の付帯条件とすることが可能か検討するものとする。

④ AI モデルにおいて欺瞞的行為を義務付ける州法の優先排除 (Preemption of State Laws Mandating Deceptive Conduct in AI Models)

同大統領令の発令日から 90 日以内に、連邦取引委員会 (FTC) 委員長は、連邦取引委員会法 (15 U.S.C. 45) に定める、不公正又は欺瞞的な行為若しくは慣行の禁止規定が AI モデルにどのように適用されるかについて政策声明を発出するものとする。当該政策声明には、AI モデルに真実の出力結果の改変を要求する州法が、上記連邦取引委員会法の規定によって、どのような状況下で優先排除されるのかについて説明しなければならない。

⑤ 立法 (Legislation)

AI・暗号資産担当特別顧問及び大統領補佐官 (科学技術担当) は、同大統領令の方針と抵触する州 AI 法を優先排除する、AI に関する統一的な連邦政策枠組みを確立するための立法提案を共同で作成するものとする。ただし、児童の安全保護、AI の計算資源及びデータセンターのインフラ (一般的に適用される許認可改革を除く。)、州政府による AI の調達・利用、その他決定される事項については、優先排除を提案してはならない。

4. 実務上の留意点

連邦レベルで包括的な AI 法が整備されていない中、各州は、前政権下での大統領令に沿うような形で、住民の権利や安全の保護を目的として、独自に AI 法の制定を進めてきました。現在では、多数の州が何らかの形で AI 規制に関する州法を制定しており、その内容は、児童保護を目的とする規制、顔認識技術の利用制限、保護対象グループに対する差別を防止するためのルールなど、多岐にわたっています。

トランプ大統領が、2025 年 1 月 23 日付け及び同年 12 月 11 日付けの大統領令を相次いで発令した背景には、こうした州法が各地で相次いで制定された結果、AI の研究・開発・実装の各段階において過度な規制負担が生じているとの問題意識があると考えられます。実際、これら 2 つの大統領令はいずれも、思想的・価値的介入を排除し、規制を必要最小限にとどめることで、AI 関連イノベーションを最大限に促進するという共通の政策思想に基づいています。

既に AI 法を導入している州が、今回示された連邦政府の方針にどのように対応するのかについては、現時点では見通しが立っていません。すなわち、大統領令と矛盾するとみなされる州 AI 法を撤回又は修正するのか、大統領令が合衆国憲法に違反するとして訴訟等の法的措置を講じるのか、あるいは、トランプ政権下における一時的なものに過ぎないとして実質的な対応を行わず現行法を維持するのかについては、州ごとに対応が分かれる可能性があります。もっとも、州ごとに内容の異なる AI 法が寄せ集め状態となっていることにより、AI を実務において円滑に活用・導入しにくくなっている側面があることも否定できません。例えば、医療分野では、患者の利益のために AI の活用を図ろうとする医療提供者にとって、州ごとの規制差が大きな障壁となっているとの指摘もみられます。こうした現状を踏まえ、州独自の規制を超えた、統一かつ明確な連邦レベルの AI 法規制の整備を支持する声も、近時、一定の広がりを見せつつあるように思われます。

仮に連邦レベルで包括的な AI 法が整備されるに至った場合、将来的に州ごとの規制リスクが低減する可能性がある一方で、連邦政府と州政府との間における権限を巡る対立が長期化するリスクも否定できません。今回の一連の動きは、米国における AI 規制が一方向に厳格化するものではなく、政治状況や政策思想の変化に応じて大きく振れ得ることを改めて示しています。米国で AI 事業を展開する企業や米国での事業遂行において AI 技術を導入している企業においては、各州法の内容を緻密に把握することはもちろんのこと、連邦レベルの政策動向を含めた継続的な注視が不可欠です。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com